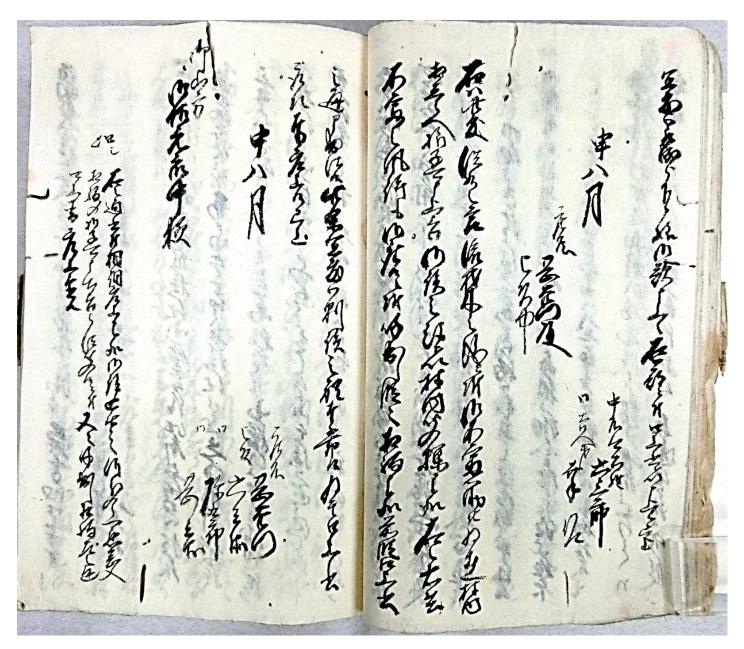
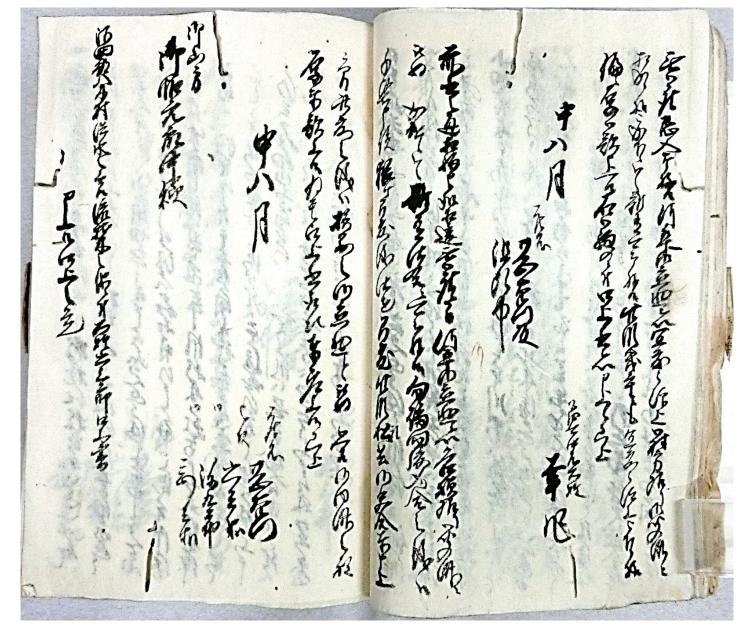
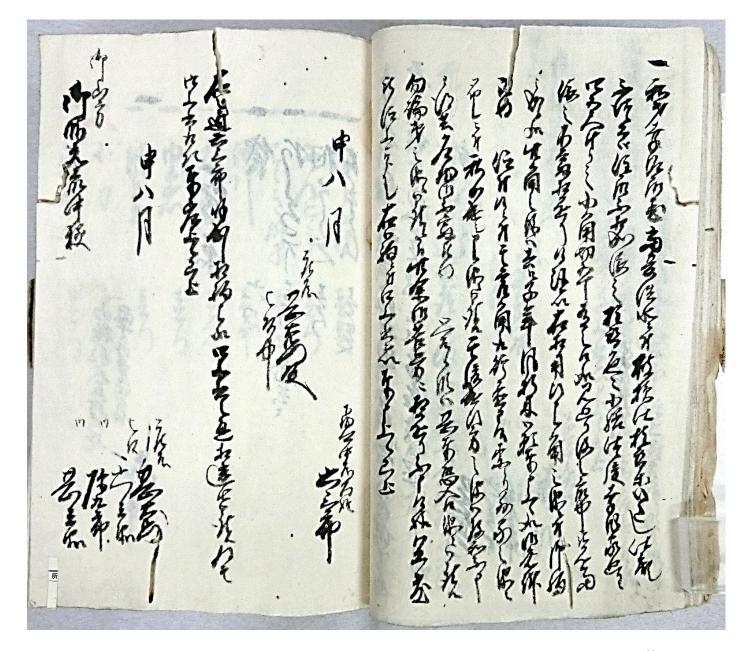
治教人者不多信徒一名原本是一的一年天神神中一十八年 れるは一色はまるとか個でしたはまるとれると 大連、信水と見るのかはなやの切なるともあるので 五成1000 (以多是大面成形成形在大人的一天大 さらくの日子 あちょうしる古るのないとなる のなるちをなるないななないとないとないないとなったというないとなっている 不必可是少人文之名居安安的生存为了各人高地不 あるれのなくなのなべいの ものお面をがを 心疾を他何いていまるとはずあるであるかるである るいのかっとれてはかるとのありもあしはのかっちな し人はあてほれ、乃を持人、所なるも、かり公次のこ子 和自由生行心是因其用物是自造官技不能 ていったなるのかいいなるとうなんとうるねながって る中でおちきまれいあるほうながれからりくい アラマを

あるとういんしてんそれつりなるなるころいろいろ 言意性以外的心教教授は小孩子ないのからはころ るからからからするるところとろうはったか あるかいおろうのるともつはいれるのかのあっ できたい、日子であるとるなるとはる子は一点が 田安安全及信任命 福水中 Ry 元安日中子 かりかきますりてきなるるのはなる如何 一年小でをあるながるもれなる千七年の子子はなって るなる中国では了人的介を 名でる一年の いかちなそれかからまるなしそりかくほろうと 一才ありてる中心のないけれるからあるるとなる 教養をなってあることでもはにしてとこれれなが 人はっているのではいめていまるといまるとう アナンマナーきて りんというないまちあいてるはは りるるな文法人称 大多年上天 新新







沼田郡八木村此度洪水之節流材木之儀ニ付百姓 幸作 口上書附

81

申上ル口上之覚

被成、 先達而洪水之節奥筋ゟ流材木之内切取隠置、 猶改役之風俗ニ丽所々徘徊いたし候儀決而無御座候、 風俗ニ
而徘徊いたし候者有之趣ニ付、私共へ御不審相懸り御呼出し 段々御約之趣奉畏候、 右流材木隠置候儀一向二無御座候、 尚又改役之 尤去ル

申候処、 此度之洪水ニ居宅損申候ニ附、 柱替等ニ相用ひ、 残陌四五寸、

82

子ノ年風折松之節御免許被為遣候ニ付角取貯置

等之御届ケも御座候趣ヲ以度々御約、 長四五尺之切角五丁家廻りニ有之候処、 宜敷御取成被下候様御歎申上候、 兎角も無御座候得共、 御極印等敷相見へ候ハ右柱替ニ取扱候砌金棒之跡ニて、 相届不申、 ニてハ無御座候、 可部町竜助殿被見当、隣家へ被預置、 折悪敷相用ひ紛敷段被仰聞、此所ニおゐてハ 乍併子年ゟハ八九年も年数経候木柄村方へも 内実風折木二相違無御座候、此段 右御尋ニ付口上書ヲ以申上候、 村方へも御駆合、 御不審之趣御尤ニ奉存候、 改役廣嶋久次郎殿、 御極印 尚御極印 已上

中屋郷百姓

右同人弟

<u>六</u>三郎

同

作

与頭中 甚右衛門殿

右ハ此度洪水之節、 取次奉差上候、 之通申出仕候、 相しらへ様子可申上旨御談之趣ヲ以村内聞探申候処、右之者共 不審之風評も御座候ニ附呼出し、 已上 此余宜敷御判談之程奉希侯、 流材木之儀二附御不審筋被為在、 段々相約申候処、 為其口上書 前段口上書 村内

申八月

庄屋

甚右衛門

与頭

六兵衛

弥九郎

同

同

甚兵衛

御帖元衆中様

右之通書付相調差上申候処御談込無之、

何分今一応念入

切角 (きりずみ) 角を の角を切り落とすこの角取(すみとり)四隅 改役 御山方改役。 佐役として庄屋格か 目附 (割庄屋格) の補 の八角形

83

相約メ、様子可申出旨被仰聞候ニ付、 口上書差上置候 又々呼出し相約、 左之通

沼田郡八木村此度洪水之節流材木之儀ニ付百姓幸作口上書付

沼田郡

85

申上ルロ上之覚

八木村

見届二相成侯哉と相尋侯事も御座侯、 被下候処、先達而も申上候通ニ御座候、尚見廻り役之風俗ニ而徘徊 并筏乗り之者見当り、 当夏洪水ニ附私居宅破損仕、小繕普請仕戻し不仕候而ハ住居 等之疵跡御座候ニ付、御不審相懸り段も不仕合、兎角申上訳も奉恐入候、尚小角切レ端タ之儀ニ付候而も折悪敷、殊更鉸金棒 置候分可遣由申候二付、是等柱替并小繕ひニ相用、 難相成御座候二附、 候様ニとも悪評申触し候儀共ニハ御座有間敷哉と存、 之身前として右等之心得違ひ仕候様無御座候、尤居宅水損候ニ付 四五寸位之小角五丁家廻りニ有之候処、其後見廻り役之衆中 小切レ古木其外小道具等取繕申候ニ付、川下へ流懸り候哉と いたし候儀も有之趣等段々御約被下、 尋廻り候儀も御座候、其砌御用材木流懸り居候分いつれる 本家六三郎へ相談仕候処、先年風折材木貯 様子申出候趣ニ付、 是等を見廻り役とたばかり 此儀ニおゐてハ素より小百姓 私御呼出し御約メ 残切レ端タ 後悔

86

等之疵跡御座候二付、 無御座、恐入奉存候、 相成候様被成下候ハ 、難有可奉存候、 何卒御慈悲ヲ以宜敷被仰上、御村方限り御聞済ニ 此段幾重ニも宜敷被仰上被下候様

偏二厚御歎上候、 右御約メニ付口上書ヲ以申上候、已上

飛郷中屋百姓

作

組頭中 甚右衛門殿

被為成遣候ハヽ難有仕合ニ可奉存候、 前書之通相約申候処相違無御座候間、 勿論向後どり合之儀ハ 何卒御慈悲ヲ以各様限り御聞済ニ

候間、 厚奉歎上候、 手堅申談、猥ケ間敷儀仕せ間敷、此段私共御受合奉申上 此度之儀ハ格別之御慈悲と被為思召、 為其口上書取次奉差上候、 已上 御内済之程

申八月

庄屋

88

甚右衛門

与頭

六兵衛

弥九郎

同

同

甚兵衛

御帖元衆中様

ある中屋地区 異存はな 木村の飛

地で対岸の可部町内に 兎角(とこう とかく)は 飛鄉 飛地 ない申し分、 すること だまし欺く つくり考えること 相談 たばかる あれこれとじ

87

沼田郡八木村洪水之節流材木之儀ニ付百姓六三郎口上書

申上ル口上之覚

私弟幸作居宅当夏洪水ニ付破損仕、柱替等いたし仕戻し 四五尺計り之小角切五丁有之候処、見廻り役之衆中被見当、 不仕候而ハ住居不相成、 依之柱替色々小繕仕候後、幸作家廻りニ

89

被成候処、此角之儀ハ去ル子年風折木御願奉申上候処御免許 依之不審相懸り候趣ヲ以右相用ひ申候角之儀ニ付御約

御座候ニ付私ゟ遣シ申候儀ニ御座候、其後遣ひ方之儀ハ存知不申 被為仰付候二付、其節角取貯置申候、 素より別家之儀ニ

候得共、乍然御不審被為思召侯段ハ甚奉恐入侯儀ニ御座侯、 勿論弟之儀ニ御座候間、 此余御苦労ニ相懸り不申候様、宜敷

被仰上可被下候、右御約ニ付口上書ヲ以奉申上候、已上

飛郷中屋百姓

六 三 郎

申八月

組頭中

甚右衛門殿

右之通六三郎呼出し相約申候処、 口上書之通相違無御座候、 為其

口上書取次奉差上候、 已上

申八月

庄屋

甚右衛門

与頭

六兵衛

同

弥九郎

甚兵衛

同

御帖元衆中様